

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の概要について

1. 趣旨

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）が改正され、組合員証等に用いられる記号及び番号を世帯単位から個人単位にすることを目的として、組合員等記号・番号の定義規定が設けられたところ。

本改正の施行に向けて、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）において定められている各種様式について、組合員等記号・番号の記載を可能とするため、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

（1）組合員及び被扶養者に用いられる記号及び番号の個人単位化に当たっては、組合が発行している以下の様式について、現行世帯単位で発行されている記号及び番号に2桁の枝番号を設けることとし、記号及び番号を記載する欄に、枝番の記載欄を設ける。

- ・ 別紙様式第14号（組合員証）
- ・ 別紙様式第19号（組合員被扶養者証）
- ・ 別紙様式第20号（高齢受給者証）
- ・ 別紙様式第23号（特別療養証明書）
- ・ 別紙様式第25号（限度額適用認定証）
- ・ 別紙様式第25号の2（限度額適用・標準負担額減額認定証）
- ・ 別紙様式第26号（特定疾病療養受療証）
- ・ 別紙様式第40号（船員組合員証）
- ・ 別紙様式第41号（船員組合員被扶養者証）
- ・ 別紙様式第44号（船員組合員療養補償証明書）
- ・ 別紙様式第46号（任意継続組合員証）
- ・ 別紙様式第46号の2（任意継続組合員被扶養者証）

（2）経過措置等として以下の内容を規定する。

- ① 本命令による改正前の様式（以下、旧様式という。）により使用されている証書は、本命令による改正後の様式によるものとみなすこととする。
- ② 旧様式による証書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。
- ③ 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成17年内閣府・総務省・文部科学省令第2号）附則第2項の規定によりなお従前の例に

よることとされた別紙様式についても枝番号の記載欄を設けるとともに、①及び②と同様の規定を設ける。

④ その他、所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布日：令和元年11月1日

施行日：改正法附則第1条第4号に規定する日（改正法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日）（2（2）④を除く。）